

農林水産省改革の取組状況について

平成21年2月26日

農林水産省

(注1) 本資料は、各部局の主な取組状況を2月20日時点で農林水産省改革推進室において取りまとめたものです。

(注2) 表中の農林水産省の組織については、以下のとおり略称を使用しています。

大臣官房各課： 課、国際部：国、統計部：統、協同組合検査部：検、総合食料局：総、消費・安全局：消、生産局：生、経営局：経、農村振興局：農、技術会議事務局：技、林野庁：林、水産庁：水

各地方農政局： 局、各農政事務所： 農政、各農業水利事業所・農地防災事業所・農地整備事務所・土地改良調査管理事務所・土地改良技術事務所・農地保全事業所：事業所・ 事務所、政策研究所：政策研、各研修所： 研修所、動物検疫所：動検、動物医薬品検査所：動薬検、各植物防疫所： 植防、各森林管理局： 森林管理局、各漁業調整事務所： 漁調

1 政策決定プロセスの改革

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組（2月20日時点）
(1)調整型プロセスとの訣別と開放的な参加型プロセスへの移行			
「幹部職員自らが、まず最近行われた主要な政策決定プロセスを評価・検証し、改善策を見出していくべきである。」	各局庁	・ 3 月末までに、各局庁の幹部職員は、政策決定プロセスの評価・検証を行う。	<ul style="list-style-type: none"> （・ほとんどの局庁において、検証の対象とする政策を選定し、その政策決定プロセスの検証作業を進めている。） ・局長が指示した最近閣議決定した政策を例に、「緊急提言」に掲げられる「開放的な参加型プロセスの概要」に沿って作成した調査票に基づき、担当課がチェックを行い、その結果について局長等幹部がヒアリングを行った。（農） ・各課長が、開放的な参加型プロセスへの移行に必要な取組についてレポートを作成した。レポートについて、局幹部と議論し、結果を政策決定プロセスの移行に反映させることを予定している。（生） ・検証結果に基づき、畜産物の政策価格等の決定プロセスが、国民の視点やニーズに依拠したものとなり、かつ、国民の参加を得て決定されるよう、平成 21 年度の決定プロセスにおいては、2月10日より農林水産省のホームページにおいて政策提案を募集した。（生）
「その改善策を第三者の目で評価し、その結果を、省内に浸透させるとともに、幹部職員の登用の際に必須的な課題として研修を行うべきである。」	官房政策課 官房秘書課	（・8月末までに、官房政策課は、第三者の意見を聴取しつつ、結論を得る。）	

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組（2 月 2 0 日時点）
(2) 第三者の参画によるチェック機関の設置			
「第三者の参画による政策決定プロセスに係るチェック機関を設置すべきである。」	「推進室」 (関係部局)	・ 3 月末までに、「推進室」は、関係部局の協力を得つつ、政策決定プロセスのチェックに係る業務・組織の在り方について検討を行い、基本的な考え方を取りまとめる。	（・業務・組織の在り方の基本的な考え方の取りまとめに向けた検討作業を進めている。（推進室）） ・平成 21 年 1 月より、水産庁民間団体補助金交付候補者選定審査委員会の委員の選定にあたり、経理に関するチェック機能向上に向け、公認会計士を委員に加えた。（水）

2 国民視点に立った政策・業務の実行の追求

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組（2月20日時点）
(1) 親切、丁寧、正直をモットーとする業務実行の徹底			
「職場職員同士はもちろん、省を訪れる方に対して面識がなくとも声をかけ、挨拶する習慣の徹底」	各局庁 各地方組織 官房秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに、本省及び地方組織の各部署は、全職員の参画を得て、内外の人間を問わずに挨拶を奨励する。 	<ul style="list-style-type: none"> （・本省・地方組織の各部署において、全職員に対して挨拶を奨励するため、幹部の訓辞、組織内会議、毎朝の朝礼、ポスターの掲示等各種の方法により趣旨を徹底した。また、今後も定期的に徹底する。） ・挨拶について、職員同士での実施確認、注意点の取りまとめなど、より踏み込んだ取組を行う部署が増えている。 ・来庁者を対象とした無作為の出口アンケートを実施し、成果の検証を行っている。（近畿局） ・朝礼等の取組が定着する中、将来にわたって形骸化しないよう、職員が身近な出来事に対する考え方や感想を述べる「職員からの一言運動」を実施する等、実施方法の改善・工夫に取り組んでいる。（山口農政） ・訪問者の立場に立って、案内版の改善、椅子の設置等庁舎内の環境整備を行った。（神戸植防） ・局内において、挨拶運動の標語を募集・投票し、「あいさつは 気持ち が伝わる 第一歩」に決定し、全課において掲示した。（技）
		<ul style="list-style-type: none"> ・3月末までに、官房秘書課は、「接遇マニュアル」や「お客様対応研修」に上記の挨拶の実施を盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> （・挨拶の実施に関する事項を盛り込んだ接遇マニュアルの作成に着手した。（秘書課））

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組（2 月 2 0 日時点）
「接客マニュアルの作成と職員への徹底」	官房秘書課 各局庁 各地方組織	・ 3 月末までに、官房秘書課は、接客マニュアルを作成し、各局庁・各地方組織へ配布する。	<ul style="list-style-type: none"> （・マニュアル作成に向けた準備として、接客に関する他省庁、民間の事例を収集、分析した。また、分析結果を踏まえた農林水産省の接客マニュアルの作成を、民間の専門業者に委託した。（秘書課） ・電話交換手、守衛等を対象に聴取調査を行い、接客マニュアルには掲載されていない各自の工夫や苦労話を「小さな心遣い集」として取りまとめて課内職員に配布した。普段から多くの人と接している職員の経験が接客の参考になったとの職員の感想が寄せられている。（経理課） ・「外国訪問者・表敬・会談の対応マニュアル（案）」を作成した。（国） ・当面の措置として、独自の接客マニュアルを作成する部署や既存の接客マニュアルの配布等を行う部署が増えている。
「「お客様対応研修」の実施」	官房秘書課 各局庁 各地方組織	・ 3 月末までに、官房秘書課は、「お客様対応研修」を含めた平成 21 年度の研修計画を策定する。	<ul style="list-style-type: none"> （・「お客様対応研修」を含めた平成 21 年度の研修計画の検討作業を進めている。（秘書課） ・独自の「お客様対応研修」を含めた平成 21 年度の研修計画を作成した。（北海道農政、全地方農政局） ・既存の接客研修用ビデオを用いた課内研修会を、全職員が順次受講した。（地方課） ・接客マニュアルが作成されるまでの率先行動として、職員が互いのマナーを注意し合う「秘書課マナーアップ運動」を開始した。<u>職員間で、マナーの向上が確認されている。</u>（秘書課） ・消費者ニーズにあった相談対応に向け、2 月 27 日に、外部講師を招いた消費者相談担当者会議を開催する。（消（消費者情報官））

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組（2 月 2 0 日時点）
「これまで実施してきた業界関係者中心の政策説明会に関して、消費者も含めて幅広く参加を募った意見交換の推進」	各局庁 各地方組織	・ 3 月末までに、各局庁・各地方組織は、これまで実施してきた政策説明会を検証するとともにその改善案を検討し、結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> （・各局庁・各地方組織において、これまで実施してきた政策説明会の問題点の検証と改善策の検討作業を進めている。） ・これまで実施してきた政策説明会について、各課に調査票を配布し点検を行った。その結果を踏まえ、3 月末までに改善策を策定する。（農） ・ 20～30 代の女性を対象としている地域情報紙に、食料自給率や地産地消に関する特集記事を掲載した。併せて、特集記事に関するオンラインアンケートを実施し、消費者の意見を把握している。（北陸局） ・新規事業の実施に当たり、これまでではホームページで公募などを行っていたが、幅広い分野の民間業者とマスコミを対象に、公開で説明会を開催した。（生（技術普及課）） ・新たな取組として、関係者以外の方々と交えた動物検疫業務の説明会を開催した。一般参加者の視点から説明会の運営方法を改善するため、参加者にアンケート調査を行った。（動検） ・市教育委員会と連携し、子供見学デーを開催した。（動薬検）

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組（2 月 2 0 日時点）
<p>「新たな政策については、ホームページに掲載することをもって満足せず、自発的、積極的に外部説明を行う対応の徹底」</p>	<p>各局庁 各地方組織</p>	<p>・ 3 月末までに、各局庁・各地方組織は、自発的・積極的な外部説明の方策について検討し、結論を得る。</p>	<p>(・各局庁・各地方組織において、外部説明方策の検討作業を進めている。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 月 3 日より、入札情報等のホームページを閲覧者の視点に立った構成に変更した。(経理課) ・ これまで実施してきた外部説明について、各課に調査票を配布し、点検を行った。その結果を踏まえ、3 月末までに改善策を策定する。(農) ・ シンポジウムや意見交換会等の場に積極的に職員が参加し、政策説明等を行う部署が増えている。 ・ 独自の説明資料を作成し、積極的な外部説明に取り組む部署が広がっている。 ・ 外部説明能力を高めるための訓練や研修に取り組む部署が広がっている。北陸農政局では、マスコミの方を外部講師として情報伝達手法の研修を行った。(北陸局) ・ 説明資料を容易に入手したいとの消費者の要望を踏まえ、本省庁舎内の消費者の部屋及び北別館玄関にパンフレットを備え付けた。(技) ・ 基本計画の見直しに関する管内の意見・提案が少なかったことを反省し、情報提供に関する問題点を議論し、結果をその後の情報提供に反映した。(近畿局) ・ 経営所得安定対策加入者向けに「経営安定対策だより」の創刊号(ダイレクトメール等)を配布した。(経(経営政策課)) ・ 現場の職員や関係者の方々などに施策をよりよく理解してもらえるように、通知等を発出する際に、施策の背景、目的、ポイントをまとめたメッセージの添付に取り組む。(総、経) ・ 家畜衛生に関する重要事項を一般国民向けに分かりやすくまとめた「家畜衛生を巡る年報(仮称)」の制作に着手した。(消(畜水産安全管理課・動物衛生課))

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組（2 月 2 0 日時点）
「省全体の政策についてあらゆる機会を捉え、また積極的に機会を作って説明を行ういわゆる「政策外交員」の推進」	官房政策課 官房秘書課 各局庁 各地方組織	・ 3 月末までに、官房政策課及び官房秘書課は、各局庁・各地方組織が各々の外部説明の際に、省全体の政策について説明を行うことができるようマニュアルの作成や研修等について検討し、結論を得る。	・ 2 月 2 日に、13 名の職員（公募）を構成員とする「政策外交員プロジェクトチーム」を発足させ、2 月 13 日に第 1 回目の会合を開催した。今後、定期的に会合を開催し、3 月末までに政策外交員制度の成案を得る。（政策課、秘書課） ・ 農政の主要課題をテーマとして、毎月 1 回職員勉強会を開催している。また、参加できなかった職員や所の出先機関に対しては、DVD 録画による学習の機会を提供している。（福島農政）
(2) 都合の悪い情報こそ公開する組織風土の形成			
「研修、日々の業務運営、定期的な会議等あらゆる機会を捉えて、「都合の悪い情報こそ公開する組織風土」の形成を図るべきである。」	報道室 官房情報評価課 各局庁 各地方組織	・ 3 月末までに、報道室及び官房情報評価課は、過去の事例も踏まえながら、都合の悪い情報こそ公開する風土にふさわしい「報道マニュアル」の改訂や情報提供のためのマニュアルについて検討し、結論を得る。	（・「報道マニュアル」の改訂に向けた検討作業を進めている。（報道室）） ・ 国際会議、諸外国の首脳来日時の記事に関する「報道案件への対応マニュアル（案）」を作成した。（国） ・ 水田・畑作経営所得安定対策について、交付金の過払い及び不足払いが確認されたことから、これまでのすべての交付金交付について総点検を行うこととし、1 月末に記者の方へ説明した。3 月末までに、必要な再発防止策をとりまとめ、すみやかに実施する。（経（経営政策課））
(3) 第三者を長とする内部監査体制の構築			
「各部局の「国民視点度」を評価する常設の内部監査体制を構築すべきである。」	「推進室」（関係部局）	・ 3 月末までに、「推進室」は、関係部局の協力を得つつ、内部監査の業務・組織の在り方について検討を行い、基本的な考え方を取りまとめる。	（・組織・業務の在り方の基本的な考え方の取りまとめに向けた検討作業を進めている。（推進室））

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組（2 月 2 0 日時点）
(4) 「省内目安箱」の設置による内部通報の積極的活用			
「省内目安箱」を上記の内部 監査体制と事務次官の下の 2 カ所に設置すべきである。」	官房秘書課	・ 3 月末までに、官房秘書課は、 「省内目安箱」を含めた内部通 報等のルールを検討し、結論を 得る。	（・省内の内部通報等のルール制定に向けた検討作業を進めている。（秘 書課））

3 リスク管理・危機管理の改革

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組（2月20日時点）
(1) リスク管理体制の省内への徹底			
「リスク管理のプロセスについてのガイドラインを作成し、リスク管理についての知識を広く共有すべきである。」	官房政策課 関係部局	・ 3 月末までに、消費・安全局で作成の「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」等に倣い、食の安全のほか、食料安全保障、金融、防災などの分野でリスク管理を担当する本省・地方組織の各部署は、リスク管理のプロセスに関するガイドラインについて検討し、結論を得る。	（・本省の関係部局において、所管する業務に関連するリスクの管理プロセスの検討作業等を進めている。（経理課、情報評価課、食料安全保障課、環境バイオマス政策課、検、総、消、経、農、技、林、水））
「このガイドラインに基づき、国内外の知見や消費者・利害関係者からの情報収集・分析を効果的に行う体制を整備すべきである。」	各局庁 各地方組織	（・ 8 月末までに、各局庁・各地方組織は、消費・安全局で実施している消費者や事業者との意見交換会や実態調査、文献調査及びそれらの結果を分析・活用して行うリスクプロファイルの作成などを参考に、ガイドラインに基づき情報収集・分析を行う体制について検討し、成案を得る。）	

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組（2 月 2 0 日時点）
「業務を通じて得られた「ヒヤリ、ハット体験」を共有化するとともに、実施したリスク管理措置については、定期的にモニタリングを行うべきである。」	官房政策課 各局庁 各地方組織	・ 3 月末までに、官房政策課は、「ヒヤリ・ハット体験」の共有化のための方策を検討し、結論を得る。	・ ヒヤリ・ハット事例収集のための実施要領案を作成した。第 2 回農林水産省改革推進本部において、要領案の了承を得て、3 月より、実施要領に沿ってヒヤリ・ハット事例の収集を開始する。（政策課） ・ 部署内の失敗事例等を取りまとめ、共有化する取組を行う部署が増えている。
「地方出先機関においては、リスク管理措置を普及するのに必要な意識及び知識の向上を図るための研修等を実施すべきである。」	官房秘書課 関係部局	・ 3 月末までに、官房秘書課は、地方出先機関におけるリスク管理措置などの研修を担う者（トレーナー）の育成を含めた平成 21 年度の研修計画を策定する。	（・リスク管理トレーナー研修を含めた平成 21 年度の研修計画の検討作業を進めている。（秘書課）） ・ 担当者や本省研修受講者を講師とした、独自のリスク管理研修を開催する部局が増えている。
「外部からの情報提供が潜在的なリスクの発見の端緒になり得ることから、これらの情報を受け取り、管理する一元的な体制を整備すべきである。」	官房情報評価課	・ 3 月末までに、官房情報評価課は、提供された情報を管理する一元的な体制の内容・規模等を検討し、結論を得る。	・ 電話、手紙、FAX 等で寄せられる外部情報を一元的に管理するための体制及びマニュアルの試行版を作成した。2 月下旬よりこれらの試験運用を開始し、3 月末までに内容を改善し、成案を得る。（情報評価課） ・ 外部から寄せられた情報の処理を迅速・丁寧・的確に行うための情報処理手順の改善・作成に取り組んでいる。（経（保険課、保険管理官）林、東北局（検査課））
「外部から受け取った情報を適切に処理するためのマニュアルを作成し、共有すべきである。」	官房情報評価課 各局庁 各地方組織	・ 3 月末までに、官房情報評価課は、食品表示 110 番で実施している情報の受付・記録・回付等に関する進行工程管理チェックシート等を参考としてマニュアルを作成し、各局庁・各地方組織へ配布する。	・ 外部情報を一元的に管理するための体制及びマニュアルの試行版を作成した。（情報評価課）【再掲】

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組（2 月 2 0 日時点）
(2) 危機管理マニュアルの整備と模擬訓練の実施			
「各部局において重大な事案の発生が想定される業務は、本省・地方を通じた危機管理体制や対応マニュアルを整備すべきである。」	官房政策課 関係部局	・ 3 月末までに、緊急事態に対応可能な体制をとっている食品安全分野のほか、食料安全保障、金融、防災などの分野で危機管理を担当する本省の各部署は、地方組織と協議しつつ、本省・地方を通じた危機管理体制や対応マニュアルのあり方を検討し、成案を得る。	（・本省の関係部局において、所管する業務に関連する重大な事案の発生を想定した危機管理マニュアルの検討作業を進めている。（情報評価課、食料安全保障課、環境バイオマス政策課、検、総、消、経、農、技、林、水）） ・岩手・宮城内陸地震での経験をもとに、対応内容や留意事項等を取りまとめて組織内及び都道府県に周知した。（林）
「各部局は危機管理マニュアルに基づき定期的に模擬訓練等を実施すべきである。」	関係部局	（・ 4 月より、各局庁・各地方組織は、上記マニュアルに基づき、消費・安全局で実施している訓練を参考にしつつ、定期的に模擬訓練等を行う。）	
(3) 危機管理情報のチェック体制の充実			
「危機を予見する情報の提供があった際には、情報提供者の匿名性を守りながら、それに対する対応全体を責任を持って統括する部署を明確にすべきである。」	官房情報評価課	・ 3 月末までに、官房情報評価課は、危機を予見する情報提供を統括する部署を定める。	・外部情報を一元的に管理するための体制及びマニュアルの試行版を作成した。（情報評価課）【再掲】
「あらかじめ国民にどのように情報を提供するかについてのマニュアルを作成し、職員に周知すべきである。」	報道室 官房情報評価課 各局庁 各地方組織	・ 3 月末までに、報道室及び官房情報評価課は、情報提供に関するマニュアルを作成し、各局庁・各地方組織へ配布する。	（・「報道マニュアル」の改訂に向けた検討作業を進めている。） ・消費者、生産者、流通業者への情報伝達のタイミングと内容について、2 月中を目途に、意見交換会等を通じて確認し、3 月末までに、マニュアルとして取りまとめる。（青森農政）

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組（2 月 2 0 日時点）
「国民にとって重要な危機管理情報については、プレスリリース等の実施に当たり、科学的知見その他の専門的知見をもったスタッフがチェックを行う仕組みを設けるべきである。」	報道室 官房秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月末までに、報道室は、スタッフの位置づけやチェックを行う仕組みの内容・規模等について検討し、結論を得る。 ・ 3 月末までに、官房秘書課は、専門的知見をもったスタッフの育成方法等について検討し、結論を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> （・スタッフの位置づけやチェックを行う仕組みの内容・規模等について検討作業を進めている。（報道室） （・科学的知見その他の専門的知見をもったスタッフの育成方法に関する検討作業を進めている。（秘書課）
(4) リスク管理・危機管理の常時チェック体制の構築			
「各部局のリスク管理・危機管理対応を評価するとともに、リスク管理と危機管理を担当するハイレベルな常設スタッフと専属の組織を設けるべきである。」	「推進室」 (関係部局)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月末までに、「推進室」は、関係部局や専門的知見を有する内外の者の協力を得つつ、各部局のリスク管理・危機管理対応の評価等の業務・組織の在り方について検討を行い、基本的な考え方を取りまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> （・業務・組織の在り方の基本的な考え方の取りまとめに向けた検討作業を進めている。（推進室）

4 業務内容の改革

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組 (2 月 2 0 日時点)
(1) 国民視点に立った業務再点検運動の実施			
<p>「農林水産省内のすべての部署は、職員全員の参画を得て、「国民視点に立った業務再点検運動」を年度末までに実施すべきである。また、その結果は、各部署ごとに対外的に公表すべきである。」</p> <p>「毎年9月の「国民視点確認月間」に「国民視点に立った業務再点検運動」を実施すべきである。」</p>	<p>各局庁 各地方組織</p>	<p>・3月末までに、本省及び地方組織の各部署は、全職員の参画を得て、「緊急提言」別紙1に記載された11月に行われた業務点検における問題点を参照しつつ自らの業務を再点検し、その結果をホームページへの掲載等により外部へ公表する。</p>	<p>(・各局庁、各地方組織において「緊急提言」を踏まえた業務点検を進めている。)</p> <p>・「緊急提言」を踏まえた業務の再点検に加え、「国民視点」、「食の安全」、「コスト意識」の3点について点検シートを作成し、業務の点検に着手した。(九州局)</p> <p>・既に点検が終了し、職員間での議論を進めている一部の部署からは、職員の意識改革の向上、業務に関する認識の共有等の効果が現れていると<u>いった報告が寄せられている。</u></p> <p>・2月3日より、入札情報等のホームページを閲覧者の視点に立った構成に変更した。(経理課)【再掲】</p> <p>・資源・環境政策の実施に対する国民の信頼確保に資するため、2月6日に、農林水産省本省の環境マネジメントシステム(ISO14001)の認証登録の更新を完了した。(環境バイオマス政策課)</p>
(2) 消費者を含めた第三者の意見の反映			
<p>「各部局において消費者を含めた第三者の業務運営に関する意見に耳を傾けるべきである。」</p>	<p>各局庁 各地方組織</p>	<p>・3月末までに、上記の業務再点検に併せ、各部局及び各地方組織は、業務運営について第三者からの意見を伺う体制について検討し、結論を得る。</p>	<p>・農林水産省消費者モニターを対象に、当省の広報活動に関するアンケート調査を実施した。2月中に結果を取りまとめて公表するとともに、可能なものから順次改善することを予定している。(情報評価課)</p>

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組（2 月 2 0 日時点）
「今回の農林水産省改革については、農林水産省のホームページや、省内掲示板に多くの意見が寄せられた。この中には、個別業務の見直しについての意見も含まれていた。このため、「国民視点に立った業務再点検運動」に併せ、こうした意見を担当部署が検証し、改善を行ったものについては公表すべきである。」	各局庁 各地方組織	<ul style="list-style-type: none"> ・3 月末までに行う業務再点検に際し、本省及び地方組織の各部署は、農林水産省ホームページや省内掲示板に寄せられた意見を反映し、その内容をホームページへの掲載等により外部へ公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「農林水産省改革チーム」に関する省内の電子掲示板に寄せられた職員の提言・意見に関する検討に着手した。（総） ・農政局掲示板に寄せられた情勢報告の作成方法等に関する職員からの提言を踏まえ、改善策を検討した。次年度以降の業務に反映させることを予定している。（東海局） ・1 月 5 日に「牛トレーサビリティ制度運営検討会」を設置し、業務改善に関する検討結果を取りまとめ、2 月 13 日に本省に報告した。（近畿局） ・農林水産省消費者モニターを対象に、当省の広報活動に関するアンケート調査を実施した。2 月中に結果を取りまとめて公表するとともに、可能なものから順次改善することを予定している。（情報評価課）【再掲】

5 従来の慣行にとらわれない国民視点での組織運営の実現

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組 (2 月 2 0 日時点)
(1) 幹部職員の陣頭指揮による意識改革の取組			
「幹部職員が先頭に立って国民に省の改革姿勢を発信しつつ、職員一人一人の意識改革を促すべきである。」	各局庁 各地方組織	・直ちに且つ定期的に、幹部職員は、省の改革姿勢を発信し職員一人一人の意識改革を促すため、談話の発表や地方組織との意見交換等の取組を行う。	<ul style="list-style-type: none"> (・各局庁、各地方組織において、幹部職員は職員の意識改革を促すため、訓辞や意見交換等の取組により趣旨の徹底を続けている。) ・事務次官が、地方組織を訪問し、農林水産省改革に関する意見交換を直接職員と行っている (北海道農政、近畿局及び九州局の管内で実施済み。) ・幹部が中堅・若手職員や外部からの出向者などと昼食を共にし、農林水産省改革等に関する意見交換に取り組んでいる。(国、北陸局) ・職員一人一人と向き合うため、農政局長が部署ごとに 10 名程度の職員と意見交換を実施している。(近畿局) ・新たに着任した職員を対象に、課内の横断的な連携を図るため、課の業務内容、本省の役割及び本省職員としての心構え等について、課長が講義を行っている。(消 (畜水産安全管理課))
「職員に対して明確な「行動規範」を示し、農林水産省の使命を明らかにした「ビジョン・ステートメント」とともに、その遵守を徹底すべきである。」	官房秘書課	・ 3 月末までに、官房秘書課は、省内横断チームを結成し、全職員一人一人の行動の拠り所となるべき行動規範の原案を作成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 月 2 日に、10 名の職員 (公募) を構成員とする「行動規範プロジェクトチーム」を発足させ、2 月 6 日に第 1 回目の会合を開催した。議事概要は省内に公表し、メンバー以外の職員の意見を受け付けることとしている。今後、毎週 1 回会合を開催し、3 月末までに行動規範の原案を得る。(秘書課) ・ビジョン・ステートメントの携帯、部署内での掲示・唱和等に取り組む部署が増えている。 ・ 部署独自の行動規範の作成に取り組む部署が増えている。

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組（2 月 2 0 日時点）
「職員一人一人に、担当すべき業務内容とその遂行のための権限と責任の範囲を確実に認識させるべきである。」	各局庁 各地方組織	・異動や情勢の変化等に応じ不断に、本省及び地方組織の各部署の長は、職員一人一人に対し、担当すべき業務内容とその遂行のための権限と責任の範囲を確実に認識させるため、部下との面接等の取組を実施する。	（・各部署において、担当すべき業務内容とその遂行のための権限と責任の範囲を確実に認識させるための面接等を適宜実施している。） ・新たに着任した職員を対象に、課長等が直接組織の役割・業務及びその職員の業務に関する説明を行っている。（横浜植防）
(2) 組織全体の国民視点度を高めるための人事改革			
「平成 21 年度から導入される新たな人事評価において、「国民視点」に立った業務遂行姿勢の有無を評価の着眼点として盛り込むべきである。特に、政策立案等の点で大きな責任を有する幹部職員について、この点を重視した評価制度の運用を行うべきである。」	官房秘書課	・ 3 月末までに、官房秘書課は、国民視点を盛り込んだ新たな人事評価の省内ルール案を作成する。	（・新たな人事評価制度の導入に向けた検討作業を進めている。（秘書課））
「組織全体に緊張感を持たせ、また職員一人一人の意識改革を進めていくため、数値目標を持った行動計画を各部局等で策定することなどにより、人事交流を大幅に拡大すべきである。」	官房秘書課 官房地方課	・ 3 月末までに、官房秘書課及び官房地方課は、省内に作業チームを設置し、「人事交流拡大行動計画」（仮称）に盛り込むべき事項等を整理する。	（・作業チームにおいて、数値目標を持った人事交流の行動計画の策定方針に関する検討作業を進めている。（秘書課、地方課））

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組（2 月 2 0 日時点）
「本省課長職への登用に当たっては、専門分野だけでなく、省の基本政策全般にわたる知見の有無も重視されるルールを設定すべきである。」	官房秘書課	・ 3 月末までに、官房秘書課は、本省課長職登用に際しての省内ルールを作成する。	（・本省課長職への登用に当たっての省内ルールの策定に向けた検討作業を進めている。（秘書課））
「経験者採用、任期付き採用などの新しい枠組みを活用して各分野の専門家を確保すべきである。」	官房秘書課 官房地方課	・ 3 月末までに、官房秘書課及び官房地方課は、省内に作業チームを設置し、「人事交流拡大行動計画」（仮称）に盛り込むべき事項等を整理する。【再掲】	（・作業チームにおいて、各分野の専門家の確保に関する検討作業を進めている。（秘書課、地方課））
「業務の中核を担う課長補佐クラスを中心に在任期間を長期化すべきである。特に、食品安全、検査、国際交渉など深い知見と経験が必要な分野については、在任期間を原則 3 年以上とすべきである。」	官房秘書課 官房地方課	・ 3 月末までに、官房秘書課及び官房地方課は、省内に作業チームを設置し、「人事交流拡大行動計画」（仮称）に盛り込むべき事項等を整理する。【再掲】	（・作業チームにおいて、在任期間の長期化に関する検討作業を進めている。（秘書課、地方課））
「特定分野に長期間携わる人材を確保するための「専門スタッフ職制度」を積極的に活用すべきである。」	官房秘書課 官房地方課	・ 3 月末までに、官房秘書課及び官房地方課は、省内に作業チームを設置し、「人事交流拡大行動計画」（仮称）に盛り込むべき事項等を整理する。【再掲】	（・作業チームにおいて、特定分野に長期間携わる人材の確保に関する検討作業を進めている。（秘書課、地方課）） ・特定分野に長期間携わるスタッフ職の豊富な経験と人脈を活かし、海外の交渉官の参加を得た国際シンポジウムを開催した。（環境バイオマス政策課）

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組（2 月 2 0 日時点）
「新たな人事評価制度を十全に活用し、年功を重視する人事慣行から脱却して、専門性、職務効率、実績などの評価を重視した昇任等を徹底すべきである。その際、事務官・技官の固定的な人事配置も見直すべきである。」	官房秘書課	・ 3 月末までに、官房秘書課は、人事評価の省内ルール案を作成する中で、具体的な評価方法、評価の昇任等への方法等を定めた内部ルールを策定する。	（・新たな人事評価制度の導入に向けた検討作業を進めている。（秘書課）） 【再掲】
「種、種職員の種登用に ついて、毎年度の登用目標を定め、意欲と能力のある職員の発掘に努めるべきである。」	官房秘書課	・ 3 月末までに、官房秘書課は、省内に作業チームを設置し、「人事交流拡大行動計画」（仮称）に盛り込むべき事項等を整理する。 【再掲】	（・作業チームにおいて、意欲と能力のある職員の登用に関する検討作業を進めている。（秘書課、地方課））
「本省管理職を含め人材の育成が急務な分野や海外派遣等に係るポストを中心に、公募制度を大幅に拡大すべきである。」	官房秘書課	・ 速やかに、官房秘書課は、海外派遣など可能なものから公募を開始する。	・ 平成 21 年、22 年派遣の海外出向について、公募し、80 名近くの応募があった。23 年以降も順次公募に切り替える。（秘書課）

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組（2 月 2 0 日時点）
(3) 食品安全業務の一斉研修など研修の強化			
「今年度中に、農林水産省の全職員に対して食品安全に係る基礎的な研修を一斉に実施すべきである。特に食品を取り扱う業務に従事している職員に対してはよりレベルの高い研修を実施し、来年度以降もその取組を継続すべきである。」	官房秘書課 消費・安全局	・ 3 月末までに、官房秘書課は、消費・安全局の協力を得ながら、全職員に対して食品安全に係る基礎的な研修を一斉に実施するとともに、必要な者にはよりレベルの高い研修を実施する。また、研修を適切に実施できるよう人材育成、組織等の体制を整備する。	・ 昨年 12 月 17 日の研修に引き続き、3 月 11 日に第 2 回局長・審議官級以上の幹部職員向け研修を実施する。(秘書課、消) ・ 農林畜水産物、飲食料品の生産・加工・流通を担当する全職員を対象とする専門研修を現在までに計 16 回実施し、478 人が研修を終えた。4 月以降もこの取組を継続する。(秘書課、消) ・ 一般職員向けには、3 月中にDVD研修を行う。(秘書課、消) ・ 2 月 23 日以降、総合食料局の職員を対象とする品質管理に関する職場研修を順次行う。(総)
「全職員について、今後、昇任時には食品安全に係る講義を義務づけるべきである。」	官房秘書課	・ 3 月末までに、官房秘書課は、食品安全のカリキュラムを含めた平成 21 年度の研修計画を策定する。また、研修を適切に実施できるよう人材育成、組織等の体制を整備する。	(・ 昇任時の食品安全研修を含めた平成 21 年度の研修計画の検討作業を進めている。(秘書課)) ・ 農林水産省の業務を遂行する人材像及びその育成方針を検討する「農林水産省人づくりプロジェクト」を立ち上げ、研修講師等を担う人材育成、組織等の体制整備の検討作業を進めている。(秘書課)
「本省の課長職登用時には、このような食品安全に係る講義に加え、消費者視点の重視、政策決定プロセスの透明化、コミュニケーション能力の向上など本省幹部職員として必要な項目について研修を行うべきである。」	官房秘書課	・ 3 月末までに、官房秘書課は、幹部職員への新たな研修カリキュラムを含めた平成 21 年度の研修計画を策定する。	(・ 課長登用時の食品安全研修を含めた平成 21 年度の研修計画の検討作業を進めている。(秘書課))

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組（2 月 2 0 日時点）
<p>「BSE や事故米の事例を教訓に、農林水産省の過去の失敗や反省を組織的に継承すべきである。」</p>	<p>関係部局 「推進室」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月末までに、過去に BSE 問題や事故米問題を担当した局庁・地方組織は、継承すべき自らの失敗や経験をレポートとして作成し、成案を得る。 ・ 新たに類する問題が発生した場合には、担当部局は、問題を解決したのち、直ちに継承すべき自らの失敗や経験をレポートとして作成し、成案を得る。 ・ 成案が得られたレポートについては、直ちに、「推進室」が、各局庁・各地方組織に配布し、職員への浸透・徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> （・事故米問題に関する行政対応の問題点及びその背景等についてのレポートの作成を進めている。（総（消費流通課）） （・BSE 問題に関する行政対応の問題点及びその背景等についてのレポートの作成を進めている。（消、生））

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組（2 月 2 0 日時点）
(4) 縄張り意識により分断されたカルチャーの融合と共通の使命感の醸成			
「職員の行動規範など全省的に検討すべき事項、新しい国民ニーズに対応するために複数の部局が協調しなければならない事項などについて、省横断チームをその都度編成し、既存の概念にとらわれない論議を行う。」	各局庁 各地方組織	・必要に応じ、各局庁・各地方組織は、複数の部局が協調するような事項について省内横断チームを設置する。	<p>(・既設置の省横断チームでは各々の取組が進められている。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月28日に、国際情報を幅広く収集・分析する「国際情報分析会議」を開催した。今後、毎月開催する。(国) ・最近の農政課題を検討する職員公募型のプロジェクトチームを5チーム設置している。そのチームの構成員40名に対して、意識調査を行った結果、7～8割程度の職員が共通の目的意識の醸成、見識の深化、自己啓発に役立つ等と考えており、今後も活動に参加したいと回答している。(東海局) ・各部局の専門グループを超えた職種横断的なチームを2チーム(課長補佐級及び係長級チーム)編成し、2月12日より、農政改革の総合的な政策パッケージの提案に向けた検討を進めている。同様の取組は、北海道農政事務所、各地方農政局でも行われている。(推進室、北海道農政、各地方農政局) ・様々な国際交渉の場において、他の交渉案件も話題に出来るよう、各々の交渉の経緯と我が国の主張等を取りまとめた「農林水産省国際交渉一覧」を作成し、各局庁で情報を共有した。(国)
「重要な政策テーマについて、担当部局以外からの提案を推奨する。」	各局庁 各地方組織	・必要に応じ、重要な政策テーマを担当する部局は、その他の部局からの意見聴取に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・職種横断的な検討チームを編成し、農政改革の総合的な政策パッケージの提案に向けた検討を進めている。(推進室、北海道農政、各地方農政局)【再掲】 ・各課の主要業務を事務所の掲示板に掲げ、担当部署以外からの意見を募集する体制を2月18日に整備した。(奈良農政)

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組（2 月 2 0 日時点）
「自由に意見を言える職場環境づくりを上司が率先して行う。」	各局庁 各地方組織	・直ちに、本省及び地方組織の各部署の長は、全職員が自由に意見を言える職場環境づくりに取り組む。	・電子掲示板等を活用して政策・業務提案等の場を設置する部署が増えて いる。 ・3月上旬までに、職場環境に関する匿名のアンケート調査を実施する。 (林) ・職種横断的な検討チームを編成し、農政改革の総合的な政策パッケージの提案に向けた検討を進めている。(推進室、北海道農政、各地方農政局)【再掲】
(5) 地方出先機関と本省との迅速かつ的確な意思疎通の推進			
「地方出先機関が業務上の窓口である本省関係部局に対して質問、照会、意見具申、業務改善提言等を行っても明確な回答が得られない場合、地方出先機関から、直接、苦情を受け付けることができる地方ホットラインを官房に設けるべきである。」	官房政策課	・3月末までに、官房政策課は、地方ホットラインの内容について検討し、結論を得る。	・地方ホットラインを運用するための実施要領案を作成した。第2回農林水産省改革推進本部において、要領案の了承を得て、3月より、実施要領に沿って地方ホットラインの運用を開始する。(政策課) ・1月27日に、管内の本所とその出先機関の意思疎通を図るための「北海道農政事務所ホットライン」を設置した。(北海道農政)
「IT技術の活用により、本省と地方出先機関との会議の頻度を高める。これにより、現場実態と本省との意識のずれの早期発見、地方出先機関と本省幹部職員との問題認識の共有を進める。」	官房地方課 官房情報評価課	・3月末までに、官房地方課は、IT技術を活用した本省と地方出先機関との会議の内容・頻度等について検討し、結論を得る。 ・3月末までに、官房情報評価課は、地方出先機関との会議を行うために必要なシステム等の導入に関する検討を行い、結論を得る。	(・IT技術を活用した本省と地方出先機関との会議を行うためのシステム整備に向けた検討作業を進めている。(地方課、情報評価課))

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組（2 月 2 0 日時点）
「ホームページや省内掲示板の活用により、各種情報の共有化と業務改善に向けた提言の汲み上げを行っていく。」	官房情報評価課 官房秘書課	・直ちに、官房情報評価課及び官房秘書課は、内外からの意見聴取のためのホームページ及び省内掲示板等のシステム整備を行う。	（・政策や業務改善について職員が提言できる仕組みを構築するため、省内掲示板の活用方法の見直しの検討作業を進めている。（秘書課、情報評価課） ・職員が出張時に収集した情報を電子掲示板により省内で共有した。（経協同組織課）
「地方出先機関と本省との人事交流を積極的に進める。」	官房秘書課 官房地方課	・3月末までに、官房秘書課及び官房地方課は、省内に作業チームを設置し、「人事交流拡大行動計画」（仮称）に盛り込むべき事項等を整理する。【再掲】	（・作業チームにおいて、地方出先機関と本省の人事交流に関する検討作業を進めている。（秘書課、地方課）
(6) 健全な労使関係構築のための工程表の作成と透明な実行・管理			
「国民視点に立ち、不適切な労使慣行がないか点検し、もしあれば、労使間で協議の上で、より健全な労使関係の構築に向けた工程表を作成すべきである。また、工程表に沿った改善過程については、国民に公表していくべきである。」	官房秘書課 官房地方課	・3月末までに、官房秘書課及び官房地方課は、不適切な労使慣行がないか点検を行う。	・労使慣行の適正化に向け、労使交渉は勤務時間外を基本とする旨を徹底する等の指導を行っており、地方出先機関等における指導の定着・遵守状況を中心に、労使慣行の点検作業を進めている。（秘書課、地方課）

6 国民視点に立った行政を円滑に遂行するための機構改革

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組（2月20日時点）
(1) 地方農政事務所の原則廃止と地方農政局、本省総合食料局のあり方の抜本的見直し			
「地方農政事務所については、その中核的業務がこのような取扱いになることに伴い、原則廃止が相当である。また、これに伴い、地方農政局及び本省総合食料局も大幅な見直しを行うべきである。」	総合食料局	・ 3 月末までに、総合食料局は、主要食糧業務の今後の取扱い及び見直し後の同業務を担う組織の在り方について検討を行い、基本的な考え方を取りまとめる。	（・ 組織の在り方の基本的な考え方の取りまとめに向けて、主要食糧政策・業務の全体の見直しの中で検討作業を進めている。（総））
「地方農政事務所は、食品表示 G メンによる表示の監視、農業者の経営支援など、食糧業務以外の役割も担っている。それらについては、個々の業務の特性に応じ、引き続き国の業務として実施する、住民の身近な業務として都道府県に移管するなど、個別に十分な検討を行うべきである。」	官房地方課 （関係部局）	・ 3 月末までに、官房地方課は、関係部局の協力を得つつ、地方農政局・地方農政事務所が担っている業務の今後の取扱い及び国に残る業務を担う組織の在り方について検討を行い、基本的な考え方を取りまとめる。	（・ 関係部局と随時意見交換を行いながら、今後の地方出先機関における組織の在り方についての基本的な考え方の取りまとめに向けた検討作業を進めている。（地方課））
(2) 平成 22 年度抜本的機構改革と国民視点に立つ組織への転換			
「平成 22 年度を改革の成果が結実する「農林水産省新生元年」とすべく、前述の見直しと併せて、国民視点に立った抜本的な機構改革を行うべきである。」	「推進室」 官房文書課	・ 3 月末までに、「推進室」及び官房文書課は、各部局に抜本的な機構改革の検討を行わせた上で、平成 22 年度の抜本的な機構改革に係る「農林水産省機構改革の基本方針」を取りまとめる。	（・ 各部局と随時意見交換を行いながら、「機構改革の基本方針」の取りまとめに向けた検討作業を進めている。（推進室、文書課））

7 改革の効果が不可逆的に永続する取組

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組 (2 月 2 0 日時点)
(1) 「ビジョン・ステートメント」と「行動規範」の徹底			
<p>「農林水産省の使命を明らかにした「ビジョン・ステートメント」や「行動規範」は、全職員一人一人の行動の拠り所となるべきものである。」</p> <p>「様々な広報雑誌への掲載のみならず、職員が常時携帯が可能なものとし、その徹底・浸透を図るべきである。」</p>	官房秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月末までに、官房秘書課は、省内横断チームを結成し、全職員一人一人の行動の拠り所となるべき行動規範の原案を作成する。【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 月 2 日に、「行動規範プロジェクトチーム」を発足させた。3 月末までに行動規範の原案を得る。(秘書課)【再掲】 ・ ビジョン・ステートメントの携帯、部署内での掲示・唱和等に取り組む部署が増えている。【再掲】 ・ 部署独自の行動規範の作成に取り組む部署が増えている。【再掲】
(2) 改革推進のミッションを担う部署の設置			
<p>「早急に「農林水産省改革推進室」を設置し、この提言の実現に向けた改革が省内で徹底されるよう監督させるべきである。」</p>	官房秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年明け早々に、官房秘書課は、「推進室」を立ち上げる。《済》 	<ul style="list-style-type: none"> (・ 農林水産省改革推進本部の事務局として、平成 21 年 1 月 5 日に農林水産省改革推進室を設置した。(秘書課))
(3) 毎年 9 月に「国民視点に立った業務再点検運動」を実施			
<p>「業務改革運動が継続的に展開されるよう、BSE 問題、事故米問題が発覚した 9 月を「国民視点確認月間」とし、毎年、「国民視点に立った業務再点検運動」を実施するべきである。」</p>	各局庁 各地方組織	<ul style="list-style-type: none"> (・ 「国民視点確認月間」である 9 月に、本省及び地方組織の各部署は、全職員の参画を得て自らの業務を再点検し、その結果をホームページへの掲載等により外部へ公表。【再掲】) 	

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組 (2 月 2 0 日時点)
	官房秘書課	(・「国民視点確認月間」である 9 月に、官房秘書課は、意識改革調査を実施する。)	
(4) 内部監査組織による定期的な意識改革のチェック			
<p>「業務運営をチェックする内部監査組織においては、組織運営の面においても各部局において改革が不可逆的に実施されているかチェックを行うべきである。」</p> <p>「その際、管理職による指揮命令とその執行が適切に行われているかチェックを行うべきである。」</p> <p>「職員に対するヒアリングなどを通じ管理職が組織統率や人材育成についてその任務を十分果たしているかなどについてもチェックを行うべきである。」</p> <p>「外部に対する評価調査などを実施し、国民的な視点から、農林水産省の業務・組織運営が改善されているかチェックを行うべきである。」</p>	「推進室」 (関係部局)	・ 3 月末までに、「推進室」は、関係部局の協力を得つつ、内部監査の業務・組織の在り方について検討を行い、基本的な考え方を取りまとめる。【再掲】	(・業務・組織の在り方の基本的な考え方の取りまとめに向けた検討作業を進めている。(推進室))【再掲】

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組 (2 月 2 0 日時点)
(5) 職員のモチベーションの向上			
「 職員のモチベーションを高めるため、政策の企画・立案や、業務運営の改善について、職員が積極的に提言できる仕組みを構築すべきである。」	官房秘書課 官房情報評価課	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに、本省及び地方組織の各部署の長は、全職員が自由に意見を言える職場環境づくりに取り組む。【再掲】 ・直ちに、官房情報評価課及び官房秘書課は、内外からの意見聴取のためのホームページ及び省内掲示板等のシステム整備を行う。【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> (・政策や業務改善について職員が提言できる仕組みを構築するため、省内掲示板の活用方法の見直しの検討作業を進めている。(秘書課、情報評価課)) 【再掲】 ・部署内の中堅・若手職員を中心とした「業務改善委員会」を設置した。今後、課題を整理し、順次改善していくことを予定している。(消(畜水産安全管理課) ・職員の積極的な業務改善に関する提言を電子メールで受け付ける専用のメールボックスを設置した。(北陸局)
「 国民と直接触れ合う機会が多い部署で様々な人材が活躍できる人事配置に心がけるべきである。」	官房秘書課 官房地方課	<ul style="list-style-type: none"> ・3月末までに、官房秘書課及び官房地方課は、省内に作業チームを設置し、「人事交流拡大行動計画」(仮称) に盛り込むべき事項等を整理する。【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> (・作業チームにおいて、国民と直接触れ合う機会の多い部署における人事配置に関する検討作業を進めている。(秘書課、地方課)) 【再掲】
「 所掌や組織の単位を超え、組織横断的な人材・能力・知識の活用とチャレンジを引き出すため、自主的プロジェクト活動等を推奨すべきである。」	官房秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ・3月末までに、官房秘書課は、自主的プロジェクト活動等を推奨するための方策について検討し、結論を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> (・既存の自主的勉強会の改善策の検討作業を進めている。(秘書課)) ・職種横断的な検討チームを編成し、農政改革の総合的な政策パッケージの検討を進めている。(推進室、北海道農政、各地方農政局) 【再掲】

	関係部局	平成 21 年 3 月末	第 1 回推進本部以降に進んだ取組（2 月 2 0 日時点）
「新規採用者等を指導するメンター制の導入やコーチング等人材育成手法についての研修を実施すべきである。」	官房秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月末までに、官房秘書課は、メンター制の導入やコーチング等人材育成手法を含めた平成 21 年度の研修計画を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> （・人材育成手法に関する研修を含めた平成 21 年度の研修計画の検討作業を進めている。（秘書課）） ・当面の措置として、3 月中に本省課長補佐以上のクラスを対象としたコーチング研修を実施する。（秘書課） ・心の健康に関する職員及び職場環境の向上を目的とする「農林水産省メンタルヘルズ指針（仮称）」の作成に着手した。（厚生課） ・農林水産省の業務を遂行する人材像及びその育成方針を検討する「農林水産省人づくりプロジェクト」を立ち上げ、研修講師等を担う人材育成、組織等の体制整備の検討作業を進めている。（秘書課）【再掲】
「若手職員を対象とした顕彰制度の創設や、実績・評価に基づく人事運営を徹底するべきである。」	官房秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月末までに、官房秘書課は、顕彰制度について検討し、成案を得る。 ・ 3 月末までに、官房秘書課は、人事評価の省内ルール案を作成する中で、具体的な評価方法、評価の昇任等への方法等を定めた内部ルールを策定する。【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の表彰制度を活用し、若手職員を含め顕著な業績を有する職員を推薦・表彰しやすい環境を整える方向で検討を進めており、2 月中に原案を作成する。（秘書課）